

原議保存期間	30年(平成57年3月31日まで)
有効期間	一種(平成57年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警察庁丙交指発第37号、丙刑企発第68号
平成26年5月14日
警察庁交通局長
警察庁刑事局長

過失運転致傷等事件に係る簡約特例書式について

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）が平成25年11月27日に公布され、平成26年5月20日に施行されることに伴い、標記書式については、別添1のとおり定められたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

また、別添2のとおり、平成26年5月14日付け最高検企第247号をもって次長検事から通知があったので、通知する。

なお、新たな簡約特例書式の運用については、別途指示するところによること。

記

第1 簡約特例書式について

簡約特例書式は、別添1のとおりとする。

ただし、被害者供述調書（様式第4号）については、将来、事実の重要な部分（過失の認定に必要な事実をいう。以下同じ。）について争いが生じ、後記第2、5に該当することとなるおそれがない事件において、被害者に対して供述調書作成のため警察署等への出頭を要請したにもかかわらず、その協力が得られなかったときに限り、例外的に、その供述調書に代えて、電話等で聴取した供述の内容を記載した捜査報告書を用いることができることとする。

第2 簡約特例書式の適用範囲について

過失運転致傷事件、自動車運転過失傷害事件、道路交通法第2条所定の車両又は路面電車（以下「自動車等」という。）による業務上過失傷害事件及び自転車運転又は自動車等のドアの開放に起因する（重）過失傷害事件のうち、被害者の受けた傷害の程度が約3週間以下の事件（加療期間が診断時において受傷日から起算して3週間と2日までの事件をいう。被害者が複数の場合は、最も重い傷害の程度が3週間と2日までの事件をいう。以下同じ。）及びこれに関連する道路交通法違反事件に適用する。

ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件は除くこととする。

- 1 外国人（日本語を理解する者を除く。）が被疑者又は被害者である事件
- 2 告訴又は告発に係る事件
- 3 被疑者を逮捕した事件

4 証拠品を押収した事件

5 事実の重要な部分について、被疑者が否認し、又は被疑者の供述と相被疑者若しくは被害者その他の参考人の供述が食い違う事件

6 無免許運転、酒酔い運転、酒気帯び運転（身体に政令で定める程度未満のアルコールを保有する状態にあったものを含む。）又は赤色信号無視（同信号の看過を含む。）のいずれかが事故原因となり、又はこれらを伴う事件

7 過労、薬物使用、薬物影響、病気その他の事由により正常な運転ができない状態での運転（居眠り運転を含む。）が事故原因となり、又はこれを伴う事件

8 次に掲げる違反のいずれかが事故原因となり、又はこれを伴う事件（当該違反が事故と無関係であることが明白な場合を除く。）

(1) 車両通行禁止場所通行

(2) 最高速度遵守義務の著しい違反（時速30キロメートル以上の速度超過をいう。）

(3) 追越しに関する義務違反

9 救護措置義務違反を伴う事件

10 事故不申告を伴う事件（現場における当事者間での不申告に関する合意等があったものを除く。）

11 人が住居の用に供し、又は人が現在する建物に自動車等を突入させた事件

12 社会の注目を引くなど事案の性質上本書式になじまない事件

13 被害者が処罰を望む意思を明確に示している事件

ただし、傷害の程度が約1週間以下の事件（加療期間が診断時において受傷日から起算して1週間と2日までの事件をいう。被害者が複数の場合は、最も重い傷害の程度が1週間と2日までの事件をいう。以下同じ。）、及び傷害の程度が約1週間を超え、約2週間以下の事件（加療期間が診断時において受傷日から起算して2週間と2日までの事件をいう。被害者が複数の場合は、最も重い傷害の程度が2週間と2日までの事件をいう。以下同じ。）であって事故原因又は事故に伴う違反等が安全運転義務違反にとどまるものはこの限りではない。

14 被害者の受けた傷害の程度が約2週間を超え、約3週間以下の事件のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 次に掲げる違反のいずれかが事故原因となり、又はこれを伴う事件（当該違反が事故と無関係であることが明白な場合を除く。）

ア 赤色点滅信号無視（同信号の看過を含む。）

イ 通行区分違反

ウ 優先道路通行車両の進行妨害

エ 指定場所における一時停止義務違反

オ 電話の使用又はテレビ画像への協見

カ 整備不良車両又は制動装置が故障している車両の運転

(2) 歩道、路側帯、横断歩道（直近1メートル以内を含む。）、自転車横断帯（直

近1メートル以内を含む。)又は安全地帯において、歩行者又は自転車乗車中の者に傷害を負わせた事件(自転車が通行することができることとされている歩道、路側帯及び自転車横断帯における自転車運転に起因する事件を除く。)

別添 1

過失運転致傷等事件簡約特例書式目次

様式第 1 号 送致書・捜査報告書

様式第 2 号 現場の見分状況書

様式第 3 号 被疑者供述調書

様式第 4 号 被害者供述調書

様式第 5 号 捜査報告書(継続)－被害者一覧表

		関		主任検察官		
検 第 号						
送 致 書						
送致第 年 月 日				号		
検 察 庁						
検 察 官 殿 警 察 署 司法警察員						
下記被疑事件を送致する。						
捜 査 報 告 書						
年 月 日						
警 察 署 長 殿 警 察 署 司法						
下記被疑事件を捜査した結果は、次のとおりであるから報告する。						
被 疑 者	罪名	☐ 過失運転致傷 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条				決 裁 署 長
	罰条	☐ 自動車運転過失傷害 平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項 ☐ 業務上過失傷害 刑法211条前段 (☐ 上記改正前の刑法211条1項前段) ☐ 過失傷害 刑法209条1項 ☐ 重過失傷害 刑法211条後段 (☐ 上記改正前の刑法211条1項後段) ☐ 道路交通法違反 同法 条 項 号, 条 項 号				
	ふりがな 氏 名			☐ 男 ☐ 女 ☐ 大 ☐ 平	年 月 日生 (歳)	副 署 長 (次 長)
	本 籍					
	住 居	(電話 (携帯				課 長
	職 業	勤 務 先		(電話		
	免 許	交付	年 月 日		公安委員会	係 長
	番 号	第	-		号 種別	
	車 両 の 損 害	車 種	番 号		円	
	部 位 ・ 程 度			☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無		
被 害 者	ふりがな 氏 名			☐ 男 ☐ 女 ☐ 大 ☐ 平	年 月 日生 (歳)	主 任
住 居	(電話 (携帯					
職 業	勤 務 先		(電話		傷病名	
程 度	☐ 治療 ☐ 全治 週・日間		事故時 の 状 態			
車 両 の 損 害	車 種	番 号		☐ 歩行中等 ☐ 車同乗中 ☒ 車運転中 ☒ 車同乗中		
部 位 ・ 程 度			☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無		円	
☐ 被害者一覧表記載のとおり						
事 故 概 要	日 時	年 月 日 午 時 分 頃 (事故時の天候)				
	場 所	先路上(道路名)				
	事 故 様 態	× ()				
	過 失 の 内 容					
備 考						
取扱者警電						

(注意) ☐印のある欄については、該当の☐印の中にレを付けること。

現場の見分状況書

作成日		平成 年 月 日				見分者		司法 ㊟				
見分日時		平成 年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間（天候 ）										
発生日時		平成 年 月 日 午 時 分頃（天候 ）										
発生（見分）場所		先路上（道路名 ）										
見 取 図	路面	乾燥 湿润	照明 明 暗	規制	(甲)の道路	最高速度 km/h □一時停止 □				信号機	あり	
		(乙)の道路			最高速度 km/h □一時停止 □				なし			
	見通し	甲 良 不良 ()			測定 距離	～ m ～ m ～ m ～ m ～ m						
		乙 良 不良 ()				～ m ～ m ～ m ～ m ～ m						
	勾配	甲 下り 平坦 上り		スリップ痕		m m m m						
		乙 下り 平坦 上り		立会人		甲				乙		
	指示説明			最初に相手をした地点		最初に相手を発見した地点	危険を感じた地点	ブレーキをかけた地点	衝突地点	停止転倒地点		
	立会人	甲										
		乙										
	方位		凡 例 ①②③～(甲)の進路 ㊟㊟㊟～(乙)の進路 ㊟㊟㊟～ の進路									

(注意) □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

被 疑 者 供 述 調 書 (平成 年 月 日		において取調べ)
1	自己の意思に反し、供述する必要があることは、説明を受け分かりました。	
2	☐ 別紙現場の見分状況書 ☐ 別紙 のとおり	
	交通事故を起こし、相手方がけがをしたことに間違いありません。	
	事故直前の私の車両の速度は、約 km/hでした。	
3	この事故で私が不注意だった点とその理由は、	
4	相手方の不注意な点は、 ☐ ありません。 ☐ 分かりません。	
	☐	
5	相手方との示談については、 ☐ 交渉中です。 ☐ これから話し合います。	
	☐	
6		
	供述人	㊟
	以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名 印した。	
	前同日	警察署 司法 ㊟

(注意) ☐印のある欄については、該当の☐印の中にレを付けること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

被害者供述調書（平成 年 月 日	において取調べ）
1 ☐別紙（☐現場の見分状況書 ☐ ）のとおり， ☐平成 年 月 日 午 時 分頃，	
☐自動車（☐四輪☐二輪）☐運転中☐同乗中（☐助手席☐後部席） ☐原付車運転中 ☐自転車運転中（☐灯火☐無灯火） ☐歩行中 ☐	
に交通事故にあい，	
その結果けがをしたことに間違いありません。	
☐事故直前の私の車両の速度は，約 km/hでした。	
☐シートベルトは，☐着用していました。☐非着用でした。	
2 この事故で私が不注意だった点は，	
3 相手方の不注意な点は，☐分かりません。 ☐	
4 相手方との示談については，☐交渉中です。 ☐これから話し合います。	
☐	
5 相手方（ さん）の処罰は，☐望みません。 ☐お任せします。	
☐	
6	
供述人 ㊟	
以上のとおり録取して読み聞かせたところ，誤りのないことを申し立て署名 印した。	
前同日 警察署 司法 ㊟	

（注意） ☐印のある欄については，該当の☐印の中にレを付けること。

捜査報告書（継続）

番号	被害者一覧表									
	ふりがな 氏名					☐ 男 ☐ 女	☐ 大 ☐ 昭	☐ 平	年 月 日生（ 歳）	
	住居	(電話) (携帯)								
	職業			勤務先	(電話)					
	傷病名			程度	☐ 治療 ☐ 全治		事故時の状態	☐ 歩行中等 ☐ 疑車同乗中 ☒ 害車運転中 ☒ 害車同乗中		
	車両の 損害	車種				番号				
		部位・程度				☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	円			
	ふりがな 氏名					☐ 男 ☐ 女	☐ 大 ☐ 昭	☐ 平	年 月 日生（ 歳）	
	住居	(電話) (携帯)								
	職業			勤務先	(電話)					
	傷病名			程度	☐ 治療 ☐ 全治		事故時の状態	☐ 歩行中等 ☐ 疑車同乗中 ☒ 害車運転中 ☒ 害車同乗中		
	車両の 損害	車種				番号				
		部位・程度				☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	円			
	ふりがな 氏名					☐ 男 ☐ 女	☐ 大 ☐ 昭	☐ 平	年 月 日生（ 歳）	
	住居	(電話) (携帯)								
	職業			勤務先	(電話)					
	傷病名			程度	☐ 治療 ☐ 全治		事故時の状態	☐ 歩行中等 ☐ 疑車同乗中 ☒ 害車運転中 ☒ 害車同乗中		
	車両の 損害	車種				番号				
		部位・程度				☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	円			
	ふりがな 氏名					☐ 男 ☐ 女	☐ 大 ☐ 昭	☐ 平	年 月 日生（ 歳）	
	住居	(電話) (携帯)								
	職業			勤務先	(電話)					
	傷病名			程度	☐ 治療 ☐ 全治		事故時の状態	☐ 歩行中等 ☐ 疑車同乗中 ☒ 害車運転中 ☒ 害車同乗中		
	車両の 損害	車種				番号				
		部位・程度				☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	円			
	ふりがな 氏名					☐ 男 ☐ 女	☐ 大 ☐ 昭	☐ 平	年 月 日生（ 歳）	
	住居	(電話) (携帯)								
	職業			勤務先	(電話)					
	傷病名			程度	☐ 治療 ☐ 全治		事故時の状態	☐ 歩行中等 ☐ 疑車同乗中 ☒ 害車運転中 ☒ 害車同乗中		
	車両の 損害	車種				番号				
		部位・程度				☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	円			

(注意) □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

別添2

最高検企第247号

平成26年5月14日

警察庁次長 殿

次長検事 渡 辺 恵 一

平成14年11月26日付け最高検企第270号依命通達「自動車運転過失
傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる
書式について」の一部改正について（参考通知）

この度、標記の件について、別添のとおり検事長及び検事正に通達しましたので、
参考通知します。

最高検企第246号

平成26年5月14日

検 事 長 殿

検 事 正 殿

次長検事 渡 辺 恵 一

平成14年11月26日付け最高検企第270号依命通達「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について（依命通達）

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）が平成26年5月20日から施行されることに伴い、標記通達の一部を下記のとおり改正することとしたので、同日から本改正に基づく取扱いが実施されるよう司法警察職員に指示願います。

なお、今回改正された様式については、改正前の様式による用紙が残存し、又はシステム等により改正前の様式が出力される限り、適宜修正を加え、これを使用することは差し支えありませんので、併せて伝達願います。

また、既に検事総長の承認を得て簡約特例書式を制定している事項について、今回の改正の趣旨にのっとり改める場合には、改めて検事総長の承認を得る必要はないので、申し添えます。

おって、本件については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みです。

記

- 1 題名中「自動車運転過失傷害等事件」を「過失運転致傷等事件」に改める。
- 2 第2中「自動車運転過失傷害」を「過失運転致傷事件、自動車運転過失傷害事件」に改める。

3 別添1中「自動車運転過失傷害等事件簡約特例書式目次」を「過失運転致傷等事件簡約特例書式目次」に改める。

4 別添1 自動車運転過失傷害等事件簡約特例書式の様式第1号の被疑者欄中

「

罪名 罰条	☐ 自動車運転過失傷害 刑法211条2項
	☐ 業務上過失傷害 刑法211条1項前段
	☐ 過失傷害 刑法209条1項 ☐ 重過失傷害 刑法211条1項後段
	☐ 道路交通法違反 同法 条 項 号, 条 項 号

を

」

「

罪名 罰条	☐ 過失運転致傷 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条
	☐ 自動車運転過失傷害 平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項
	☐ 業務上過失傷害 刑法211条前段 (☐ 上記改正前の刑法211条1項前段)
	☐ 過失傷害 刑法209条1項
	☐ 重過失傷害 刑法211条後段 (☐ 上記改正前の刑法211条1項後段)
	☐ 道路交通法違反 同法 条 項 号, 条 項 号

に

」

改める。

5 別添1 自動車運転過失傷害等事件簡約特例書式の様式第1号の事故概要欄中

「

日時	年 月 日午 時 分ころ
----	----------------------------------

を

」

「

日時	年 月 日午 時 分頃
----	---------------------------------

に

」

改める。

6 別添1 自動車運転過失傷害等事件簡約特例書式の様式第2号中

「

発生日時	平成 年 月 日 午 時 分ころ
------	---

を

」

「

発生日時	平成 年 月 日 午 時 分頃
------	--

に

」

改める。

7 別添1 自動車運転過失傷害等事件簡約特例書式の様式第4号中

「

1 ☐ 平成 年 月 日 午 時 分ころ,

を

」

「

1 ☐ 平成 年 月 日 午 時 分頃,
--

に

」

改める。

- 8 別添2 簡約特例書式運用要領第2, 1, (1), ア中「本欄において」の次に
「, 過失運転致傷事件」を, 「罪名・罰条欄に記入することとしたのは」の次に
「, 過失運転致傷事件」を加える。

- 9 別添2 簡約特例書式運用要領第2, 3, (2), ア中「☐平成 年 月
日 午 時 分ころ, 」を「☐平成 年 月 日 午 時 分
頃, 」に改める。

原議保存期間	30年(平成57年3月31日まで)
有効期間	一種(平成57年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警察庁丙交指発第38号、丙刑企発第69号
平成26年5月14日
警察庁交通局長
警察庁刑事局長

過失運転致傷等事件に係る簡約特例書式の運用について

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）が平成25年11月27日に公布され、平成26年5月20日から施行されることに伴い、簡約特例書式の運用要領を別添のとおり定めたことから、都道府県警察にあっては、これに準拠した運用要領を定め、適切な運用を行うこととされたい。

なお、運用要領の制定に当たっては、事前に検事正と十分な連絡協議をされたい。

別添

簡約特例書式の運用要領

第1 簡約特例書式作成上の注意事項

1 一般的注意事項

- (1) 所定の様式によって作成すること。

簡約特例書式適用事件については、原則として定められた様式を使用すること。

示談書等が提出されたときは、末尾に添付すること。

- (2) 事実をありのまま記載すること。

書類の作成に当たっては事実をありのまま記載し、修飾、誇張を避けること。

- (3) 文章は分かりやすく、かつ、読みやすく記載すること。

氏名、地名等で一般的な読み方をしないものについては振り仮名をつけること。

- (4) 文字の加除訂正は、次の方法により正しく行うこと。

ア 文字を加えた場合は、その箇所及び範囲を挿入記号により明らかにし、行の上側に加えるべき文字を記載して、押印するものとし、欄外等に「加○字」と記載することは要しない。

イ 文字を削った場合は、削った文字の範囲を括弧により囲み明らかにして、当該削った文字に横線2本を引いて押印すること。

なお、欄外等に「削○字」と記載することは要しない。削った文字は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

- (5) 作成者の署名、押印を正確にすること。

所属官署名と作成者の署名、押印は正確に表示すること。

捜査の応援に派遣された者が捜査書類を作成する場合は、「○○警察署派遣
○○警察署司法巡查○○○○」というように書き、押印すること。

- (6) 捜査書類の契印

送致書・捜査報告書、現場の見分状況書や供述調書に別紙を添付する場合は、契印すること。

- (7) 数字の記入

数字を記入する場合は算用数字を使用すること。

2 簡約特例書式作成上の注意事項

- (1) 書式使用上の留意事項

簡約特例書式を使用して、過失運転致傷等事件のほか道路交通法違反を同時送致するか等の取扱いについては、別途定められたところによる。

- (2) 送致期限

簡約特例書式による送致は、事件発生日から2か月以内に行うものとする。

- (3) 書類の編てつ順序

書類は左とじとし、その編てつ順序は次によること。

なお、被害者が複数の場合は、捜査報告書(継続)(様式第5号)を送致書・捜査報告書に添付すること。

ア 単独送致の場合

- (ア) 送致書・捜査報告書
- (イ) 現場の見分状況書
- (ウ) 被疑者供述調書
- (エ) 被害者供述調書又は被害者事情聴取捜査報告書
- (オ) 診断書その他の書類

イ 一括送致の場合

2人以上を同時に送致する場合は、次の順序で編てつして送致書上部欄外に「2件2名」等と朱書すること。

- (ア) 送致書・捜査報告書(A者、B者の順)
- (イ) 現場の見分状況書
- (ウ) 被疑者供述調書(A者、B者の順)
- (エ) 診断書その他の書類

なお、被害者供述調書又は被害者事情聴取捜査報告書を作成したときは、その調書又は捜査報告書は被疑者供述調書の次に編てつする。

(4) 関係書類の追送

ア 事件記録を送致した後に、新しい診断書又は示談書等が提出されたり、被害者の処罰意思が明確に示されたときには、捜査報告書等でその経緯・内容を明らかにし、速やかにこれを関係書類追送書(司法警察職員捜査書類基本書式例様式第57号)によって追送すること。

イ 検察官から、必要に応じ、縮尺交通事故現場見取図の作成、被疑者・被害者の再取調べ、診断書の再取得等の補充捜査の要請があった場合には、その要請に応じ補充捜査を実施し関係書類として追送すること。

また、少年事件について、家庭裁判所から審判のため縮尺交通事故現場見取図の作成等補充捜査の要請があった場合も、これに応じて捜査を尽くすこと。

第2 簡約特例書式の記載要領

1 送致書・捜査報告書

(1) 被疑者欄

ア 罪名、罰条

該当の□印の中にレを付けること。

過失運転致傷等事件とともに道路交通法違反を立件する場合は、双方の□印にレを付し、違反罪名、罰条を記載すること。

イ 氏名

氏名のほか通称名を有する者及び外国人で、日常生活に日本名を使用して

いる者については、「〇〇〇〇こと〇〇〇〇」と記載すること。

ウ 性別

性別は、該当の□印の中にレを付けること。

エ 生年月日

該当の□印の中にレを付けること。

なお、外国人の生年月日の記載については、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、旅券等の記載方法によること。

オ 本籍、住居

本籍、住居は番地号まで正確に記載すること。

本籍、住居の番地号は、「1-1」等と記載することなく「1番1号」等と正確に記載すること。

また、住居は運転免許証の住所をそのまま記載することなく、必ず現在の住居地を確かめて記載し、アパート・団地居住者、同居者等の場合はアパート名等を具体的に記載すること。

カ 職業、勤務先

職業はできる限り具体的に記載し、勤務先については、会社名等のほかに勤務部署名を記載し、あわせてその所在地も記載すること。

キ 免許

上欄には交付年月日及び公安委員会名を、下欄には免許証番号を記載すること。

種別は、被疑者が有している免許の種別を、「普通一種」等と記載すること。

ク 車両の損害

(ア) 車種

車種は、次表に定める車種の略号のうち、該当する略号を記載すること。

大	マ	大	大	路	中	中	普	普	三	軽	軽	軽	ミ	大	普	軽	二	一	小
型	イ			面	型					四	四		二	自	自		種	種	
バ	ク			電	バ								カ						
ス	ロ	貨	特		ス	貨	乗	貨	輪	乗	貨	三	一	二	二	二	原	原	特

(イ) 番号

番号は、車両の登録番号等を記載すること。

(ロ) 部位・程度

損害の部位については主たる部位を、前部、後部、側面部（右・左）、バンパー、ボンネット、フェンダー、前照灯、方向指示器等と記載し、損害の程度については、下記の区分に従って該当する□印の中にレを付け、さらに、修理見積額が判明するものについては、末尾の欄にその修理見積額を記載すること。

- a 大破： 完全に車両としての機能をなくし、再生不能な程度に損傷したことをいう。
- b 中破： 自力走行が困難な状態で、修理に相当期間を要する程度に損傷したことをいう。
- c 小破： 自力走行が可能で、修理が比較的短期間又は非常に簡単な修理ですむ程度に損傷したことをいう。
- d 無： 修理を要しないことをいう。

(2) 被害者欄

ア 氏名

氏名は、第2、1、(1)、イに従って記載すること。

イ 性別

性別は、第2、1、(1)、ウに従って記載すること。

ウ 生年月日

生年月日は、第2、1、(1)、エに従って記載すること。

エ 住居

住居は、第2、1、(1)、オに従って記載すること。

オ 職業、勤務先

職業及び勤務先は、第2、1、(1)、カに従って記載すること。

カ 傷病名

傷病名は、診断書を確認して記載すること。多数あるときは主たるものを記載し、それ以外のものは「ほか」としておくこと。

キ 程度

程度は、診断書に従って、該当の□印の中にレを付け、受傷日を起算日とした必要日数、週数を該当の「週・日」に○を付して記載すること。

ク 事故時の状態

事故時の状態は、事故当時の被害者の状態を該当する□印の中にレを付けること。

なお、「歩行中等」には、佇立、路上作業中、路上遊戯中等を含み、「害車」とは、被害車両、「疑車」とは、被疑車両の意味である。

ケ 車両の損害

車両の損害に関する車種、番号及び部位・程度は、第2、1、(1)、ク、(ア)、(イ)、(ウ)に従って記載すること。

なお、歩行中等の場合については、記載を要しない。

コ 被害者が複数の場合

被害者が複数の場合は本欄は記載せず、捜査報告書（継続）（様式第5号）を用いること。

その場合、「被害者一覧表記載のとおり」欄の□印の中にレを付け、後記第2、5の捜査報告書（継続）の記載要領に従って記載すること。

(3) 事故概要欄

ア 日時

事故時の天候の部分については、事故発生当時の天候を記載すること。

イ 場所

被疑者の本籍、住居等と同様に番地号まで具体的に記載すること。

末尾の（ ）内には、道路名を具体的に記載すること。

ウ 事故態様

被疑車両を×印の左に、被害車両を×印の右とし、第2、1、(1)、ク、(7)の例により車種の略号を記載するとともに、（ ）内には、車両相互の場合は事故形態を、対歩行者事故の場合は、事故直前の歩行者の状態について記載すること。

(例) 普乗×自転車(出会頭衝突)、普乗×軽四貨(追突)

普貨×大貨(側面衝突)、軽四乗×大自二(正面衝突)

一種原×歩行中(通常歩行・小走り・佇立・飛び出し等)

自転車×歩行中(対面歩行等)、普乗×一種原(ドア開放)

エ 過失の内容

過失の原因となった道路交通法違反を中心に、過失の内容を正確かつ簡潔に記載すること。

(4) 備考欄

ア 関連事件の送致がある場合

相被疑事件等を一括送致しない場合は、当該事件の被疑者名、送致年月日、送致番号を記載すること。

イ 人定事項に関する変更予定等がある場合

被疑者に転職、転居等の予定がある場合は、当該転職、転居先等を記載すること。

ウ 被疑者が少年の場合

被疑者が少年の場合は、当該少年の保護者の氏名、続柄、住居、電話番号等(保護者が法人である場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は本店の所在地及び電話番号等)を記載するとともに、当該少年及び被害者(相手当事者)の過失に関する判断を記載すること。

なお、過失の大、中、小の判断は別途定められたところによること。

(例：保護者が法人以外の場合)

保護者 交通 太郎(46歳) (続柄) 実父

東京都杉並区川山1丁目2番3号(09-1235-5678)

会社員 霞ヶ関工業株式会社(09-8765-4321)

被疑者の過失～大(中又は小) 被害者の過失～無(大、中又は小)

(例：保護者が法人の場合)

保護者 社会福祉法人交指会(理事 山田交指)(続柄) 未成年後見人

東京都練馬区山通1丁目1番1号(09-3131-1234)

被疑者の過失～大(中又は小) 被害者の過失～無(大、中又は小)

2 現場の見分状況書

(1) 作成日欄

作成年月日を記載すること。

(2) 見分者欄

見分者の官職及び氏名を記載し、押印すること。

なお、現場の見分状況書の作成者が、見分者と異なる場合には、図面記載枠内の下部に当該作成者の官職及び氏名を記載し、押印すること。

(3) 見分日時欄

見分日時は正確に記載すること。

天候は上記日時の天候を記載すること。

(4) 発生日時欄

第2、1、(3)、アのとおり。

(5) 発生(見分)場所

第2、1、(3)、イのとおり。

(6) 見取図欄

ア 路面

路面状況について、不動文字の該当事項を○で囲むこと。不動文字記載事項に該当しない場合は、()内に「凍結」、「積雪約○cm」、「泥ねい」等と記載すること。

イ 照明

照明は、夜間事故について夜間見分した場合のみ、不動文字の該当事項を○で囲むこと。

ウ 規制

被疑車両(甲)及び被害車両(相手当事者)(乙)の進行した道路の交通規制について、最高速度について記載するとともに、「一時停止」の規制が行われているときについては、□印の中にレを付けること。

その他、「駐車禁止」、「追い越しのための右側部分はみ出し禁止」、「一方通行」、「転回禁止」、「優先道路」、「歩行者横断禁止」、「右(左)折禁止」等の交通規制が行われているときは、空白部分の□印の中にレを付け、当該交通規制の内容を記載すること。

エ 信号機

現場道路の信号機の有無について、「あり」又は「なし」を○で囲むとともに、設置されている場合は、図面に信号機設置状況を記載するほか、立会人の指示説明に基づく各信号の表示状況を記載すること。

オ 見通し

被疑車両(甲)及び被害車両(相手当事者)(乙)の進行した道路の見通

し状況について、不動文字の該当事項を○で囲むこと。()内には、「右方」又は「左方」と記載すること。

カ 測定距離

測定距離は図面に図示するほか、指示説明欄で記載した各地点の相互の距離を、測定結果に基づき記載すること。

キ 勾配

被疑車両（甲）及び被害車両（相手当事者）（乙）の進行した道路の勾配状況について、不動文字の該当事項を○で囲むこと。

ク スリップ痕

スリップ痕はその状況及び長さを図面に図示するほか、本欄に当事者甲、乙の別及び車輪ごとの長さを記載すること。

ケ 立会人

原則として当事者を立ち会わせること。ただし、当事者のいずれかが病院等に收容されたような場合は、立会可能な当事者等を立ち会わせること。

病院等に收容された当事者が立会可能になった場合は、その段階でその者を立ち会わせて改めて実況見分を行うこと。ただし、1回目の見分により真相が究明され、後日問題となるおそれがない場合で、その見分を被疑者の立会いの下で実施しているときは、この限りではない。

コ 立会人の指示説明

(ア) 特定地点の指示説明

立会人の指示説明は、現場での立会人の指示説明の中から、事故の状況を明らかにするため、必要と認められる地点を特定して記載し、事故の形態により、その順序が逆になる場合もあるが、できるだけ不動文字を生かして活用すること。

なお、立会人の指示は、必要に応じ、1つの枠内に相手の位置も併せて記載することとし、事故状況から関係のないものは空欄としておくこと。

「 した地点」の記載は、例えば、「わき見をした地点」等と記載し、さらに補充する必要がある場合は、空欄を利用すること。

(イ) 立会人が2人以上である場合

立会人それぞれの指示内容がおおむね一致するときは、指示説明欄の記載については、被疑者以外の者の指示説明を記載する必要はないが、その場合は、立会人氏名欄にその立会人の氏名を記載し、指示説明欄にその指示説明内容が被疑者のそれとおおむね一致していることを記載すること。

サ 図面

(ア) 方位は、必ずしも上位を北とする必要はないが、方位は矢印をもって正確に表示すること。

(イ) 凡例は、必要に応じて不動文字に加えて追記すること。その場合は、特例書式の交通事故現場見取図の凡例に従うこと。

- (ウ) 測定距離は、衝突、接触、追突の地点から道路側端まで直角に測った距離も記載すること。
- (エ) 図面は、衝突地点等を始め他の指示説明等の各地点を明確に記載するなど、過失の認定がしやすいように作成すること。作成に当たっては、正確な縮尺によって記載する必要はなく、フリーハンドで記載すれば足りる。
ただし、道路の形状に応じて相似形を作成し、車両、道路幅員、関係距離等相互の比例を失わないように記載すること。
- (オ) 見通しを妨げたり、交通の妨害となるような駐停車車両、道路工事箇所等事故に関係があると認められる物件、場所、範囲等は必ず表示しておくこと。
- (カ) 道路標識を図面に表示した場合、適当な箇所に（ ）を設け、その中にその規制の内容を記載すること。
- (キ) 後日の再現を考慮し、2基点方式により衝突（接触、追突）地点を測定し、当該基点の名称及び距離を図面に記載すること。
- (ク) 実況見分をした交通事故現場等で交通事故現場見取図（原図）を作成した場合においては、現場の見分状況書の記載の一部を省略して、交通事故現場見取図（原図）により代用することができる。

なお、交通事故現場見取図（原図）の書式を別紙1のとおり定めたので、各都道府県において、当該書式を定めること。

この場合において、各都道府県警察においてはその実情に応じて一部変更を加えることは差し支えなく、また、既に当該書式を定めている都道府県にあっては、引き続き当該書式により運用しても差し支えない。

シ その他

本見取図又は交通事故現場見取図（原図）で現場の状況を明らかにすることができないときは、適宜補充用紙を使用すること。

3 被疑者供述調書

(1) 「1 自己の意思」

被疑者に対し、あらかじめ供述拒否権を告知の上、取調べを行うこと。

(2) 「2 □別紙現場の見分状況書」

ア 原則として、現場の見分状況書を被疑者に示した上で、供述調書を作成すること。

交通事故現場見取図（原図）等を現場の見分状況書に代えて使用する場合にあっては、それを被疑者に示すこと。

現場の見分状況書を被疑者に示した場合は、「□別紙現場の見分状況書」の□印の中にレを付け、交通事故現場見取図（原図）等を示した場合は、「□別紙」の□印の中にレを付けるとともに、交通事故現場見取図（原図）等の名称を記載すること。

イ 被疑者が事故当時、自動車又は原動機付自転車を運転中であった場合、事

故直前の被疑車両の速度を聴取の上、記載すること。

(3) 「3 この事故で私が不注意だった点とその理由」

事故の原因となる理由について、被疑者の過失を簡潔に記載すること。

(4) 「4 相手方の不注意な点」

被害者の過失の有無に関する被疑者の認識を記載すること。この場合、不動文字の該当事項の□印の中にレを付けることとし、不動文字記載事項に該当しない場合には、空白部分の□印の中にレを付け、その要旨を簡潔に記載すること。

(5) 「5 相手方との示談」

示談状況について、不動文字の該当事項に□印の中にレを付けることとし、不動文字記載事項に該当しない場合には、空白部分の□印の中にレを付け、その要旨を簡潔に記載すること。

(6) 「6」

ア 被疑者が少年の場合には、家庭裁判所の審判に資するよう、前科、前歴（反則行為に係る検挙歴を含む。）について、その有無及び回数を記載すること。

前科前歴については、過失運転致傷等事件、道路交通法違反又は交通関係法令違反ごとに記載し、前歴については、前科となった事件以外の事件の検挙歴（反則行為に係る検挙歴を含む。）について記載すること。また、過失運転致傷等事件と道路交通法違反事件とが併合罪又は科刑上一罪として処罰された場合は、過失運転致傷等事件の回数に、過失運転致傷等事件又は道路交通法違反事件と他の犯罪とが併合罪又は科刑上一罪として処罰された場合は、それぞれ過失運転致傷等事件又は道路交通法違反事件の回数に記載すること。

イ 相被疑事件の場合において、相手方の処罰に関する事項については、「相手方（〇〇さん）の処罰は、望みません。」「相手方（〇〇さん）の処罰は、お任せします。」などと記載すること。

ウ 相被疑事件の場合において、四輪自動車を運転中であった被疑者自身が負傷した場合は、被疑者の事故当時のシートベルト着用の有無について記載すること。

エ 必要に応じ、捜査上参考となる事項又は被疑者が上記以外の事項について本調書への記載を希望した場合には、当該事項を簡潔に記載すること。

4 被害者供述調書

(1) 「1 □別紙（□現場の見分状況書）」

ア 供述人が被害に遭った交通事故を特定するため、第2、3、(2)、アと同様に、原則として、現場の見分状況書を被害者に示した上で、供述調書を作成すること。

交通事故現場見取図（原図）等を現場の見分状況書に代えて使用する場合には、それを被害者に示すこと。

現場の見分状況書を被害者に示した場合は、「□現場の見分状況書」の□印の中にレを付け、交通事故現場見取図（原図）等を示した場合は、空白部分の□印の中にレを付けるとともに、交通事故現場見取図（原図）等の名称を記載すること。

上記現場の見分状況書又は交通事故現場見取図（原図）等のいずれも未作成等のため被害者に示すことができない場合には、下部「□平成 年 月 日 午 時 分頃、」の□印の中にレを付け、交通事故の発生日時を記載すること。

イ 被害者の事故当時の状況については、不動文字記載事項の中から該当事項の□印にレを付けること。不動文字記載事項に該当しない場合は、空白部分の□印の中にレを付け、その状況を記載すること。

ウ 「□事故直前の私の車両の速度」は、被害者が事故当時、自動車又は原動機付自転車を運転中であった場合、□印の中にレを付け、被害者が認識する事故直前の車両の速度を記載すること。

エ 「□シートベルト」は、被害者が事故当時、四輪自動車に乗車中であった場合、□印の中にレを付け、シートベルト着用の有無について、不動文字記載事項の該当事項の□印の中にレを付けること。

(2) 「2 この事故で私が不注意だった点」

被害者の過失の有無について簡潔に記載すること。被害者の中には、故意に自分の過失を隠し、相手側の過失を誇大に供述する者があり、逆に事故によるショックから必要なことを供述し得ない者もあるので注意すること。

また、被害者側の過失（不注意）が認められる場合は、その状況を供述させること。

ただし、この場合は、その言い分を十分に聴取するとともに、いたずらに被害者の感情を害さないよう特に注意すること。

(3) 「3 相手方の不注意な点」

被疑者の過失に関する被害者の認識を記載すること。分からない場合は、「□わかりません。」の□印の中にレを付け、その他の場合には、空白部分の□印の中にレを付けるとともに、その要旨を簡潔に記載すること。

(4) 「4 相手方との示談」

示談状況については、第2、3、(5)と同様に、不動文字の該当事項に□印の中にレを付けることとし、不動文字記載事項に該当しない場合には、空白部分の□印の中にレを付け、その要旨を簡潔に記載すること。

(5) 「5 相手方（ ）さんの処罰」

処罰意思については、（ ）内に当該事故の被疑者の氏名を記載するとともに、被疑者に対する処罰意思を記載すること。

この場合、不動文字に対応する意思の場合は、その□印の中にレを付け、それ以外の意思を表明したときには、空白部分の□印の中にレを付け、「どちら

とも言えません。」「まだ分かりません。」等と記載すること。

(6) 「6」

ア 必要に応じ、捜査上参考となる事項又は被害者が上記以外の事項について本調書への記載を希望した場合は、その要旨を簡潔に記載すること。

イ 被害車両に複数名が乗車していた場合には、その同乗者の氏名及び負傷の有無を記載すること。

(7) 被害者が幼児等の場合の保護者等の立会い

被害者が小学生、幼児等の場合であっても、原則として本調書を作成することとするが、この場合、保護者等の立会いを求めるとともに、供述人が署名・押（指）印した同一行に立会人として署名・押（指）印させること。

本人から供述を録取できない場合は、保護者等から供述を録取すること。

なお、この場合は、被害者との関係、被害者の供述が得られない状況等も記載すること。

(8) 被害者が複数の場合

被害車両に複数名が乗車していた場合、運転者については負傷の有無を問わず供述調書を作成し、同乗者については負傷した全員の供述調書を作成し、運転者及び負傷した同乗者全員について被害者一覧表に記載すること。

複数の歩行者が負傷した場合には、負傷した全員の供述調書を作成し、その全員について被害者一覧表に記載すること。

5 捜査報告書（継続）

被害者一覧表は、被害者が複数の場合に用いること。

この場合は、原則として主たる被害者（被害車両運転中の被害者がある場合は当該被害者とし、それ以外の場合は傷害の程度が重い順による。）から上記第2、1、(2)により記載することとし、番号を付すこと。

なお、捜査報告書（継続）は、送致書・捜査報告書に添付することとなるので、契印すること。

6 被害者事情聴取捜査報告書

(1) 本書式による送致に当たっては、被害者供述調書を作成し、関係書類として送致することが原則であるが、次のいずれにも該当する場合に限り、例外的に、被害者供述調書に代わり、電話録取等による被害者事情聴取捜査報告書で代用することができる。

ア 被害者が遠隔地に居住している、事情聴取に応じる時間がないなどの理由により、供述調書作成のため警察署等への出頭を要請したにもかかわらず、その協力が得られなかった場合

イ 将来、事実の重要な部分（過失の認定に必要な事実をいう。）について、被疑者が否認し、又は被疑者と相被疑者若しくは被害者その他の参考人との供述が食い違うこととなるおそれがない事件

(2) 被害者事情聴取捜査報告書の書式を別紙2のとおり定めたので、各都道府県

において、当該書式を定めること。

この場合において、各都道府県においてはその実情に応じて一部変更を加えることは差し支えなく、また、既に当該書式を定めている都道府県にあっては、引き続き当該書式により運用しても差し支えない。

- (3) 被害者事情聴取捜査報告書については、上記(1)ア及びイに該当することを警察署幹部等がチェックし、該当することを確認した後に作成させること。
- (4) 被害者事情聴取捜査報告書の作成に当たっては、被害者から電話等で聴取した供述内容を十分確認した上、記載すること。

7 告訴教示書等

- (1) 自転車運転又は自動車等のドアの開放に起因する交通事故（以下「自転車等事故」という。）において簡約特例書式を適用する場合、過失傷害罪が親告罪であることに鑑み、実況見分、取調べ等適宜の機会において、被害者に対して別紙3の「告訴に関する教示書」を交付して告訴に関する説明を行うとともに、告訴意思が少なくともその時点ではないことを確認した上、別紙4の『「告訴に関する教示書」受領書』を徴収すること。

なお、捜査当初において過失傷害罪又は重過失傷害罪の擬律判断は、困難な場合も少なくないことに鑑み、重過失傷害罪を適用して送致予定の事件についても同様の措置を執ること。

- (2) 簡約特例書式は、告訴事件には適用されないところであるが、自転車等事故については、それが親告罪となり得ることに鑑み、被害者供述調書等を作成したときなど、告訴意思を最後に確認したときから、おおむね2週間以上を経過して事件送致をすることとなる場合は、電話等適宜の方法により改めて告訴意思を確認した上で送致すること。
- (3) 自転車等事故を簡約特例書式で送致した後に、被害者から告訴がなされた場合は、検察庁と協議の上、必要な捜査を行い、基本書式の例により関係書類を追送すること。

交通事故現場見取図（原図）

見分日時		平成 年 月 日 午 時 分から 月 日 午 時 分まで (天候)										指示説明		合図をした 地 点	最初に相手 を発見した 地 点	危 険 を 感 じ た 地 点	ハンドルを 切 っ た 地 点	ブレーキを か け た 地 点	衝突した 地 点	停止転倒 地 点			
見分場所		立会人氏名																					した地点
道 路 面	舗 装 (☐ アスファルト ☐ コンクリート ☐)	☐ 平坦 ☐ 乾燥 ☐ 泥濘 ☐ 凍結																					
		☐ 非舗装																					
路 況	最高速度 km/h (の道路)		一時停止 (の道路)		☐		☐		縦 断 線	▽~○	m	○~○	m	○~○	m	○~○	m	ス リ ッ プ 痕	当事者氏名		当事者氏名		
	最高速度 km/h (の道路)		駐車禁止 (の道路)		信号機 ☐ あり (☐ 作動中 ☐ 休止中) ☐ なし		▽~○	m		○~○	m	○~○	m	○~○	m	前右 m	前左 m		前右 m	前左 m			
交 通 状 況	☐ 市街地	☐ 交通頻繁 交通	勾	☐ 下り		照	☐ 明	見	の道路 方不良	○~○	m	○~○	m	○~○	m	○~○	m	後右 m	後左 m	後右 m	後左 m		
	☐ 非市街地	☐ 交通閑散 普通	配	方向へ ☐ 上り 100		明	☐ 暗	見		の道路 方不良	順	①②③ の進路		④⑤⑥ の進路		⑦⑧⑨ の進路			⑩⑪⑫ の進路				
方 位																							

作成者

警 察 署

司 法

印

捜 査 報 告 書		決 裁
平成 年 月 日 警察署長 殿		署 長
警察署		副署長
司法 ④		
平成 年 月 日 午 時 分頃		課 長
において発生した人身交通事故に係る 被害者からの聴取結果については、次のとおりであるから報告する。		
記		係 長
1 被害者		
住 所		
職 業 電話 局		
氏 名 □男 □女		主 任
年 月 日生 (歳)		
2 聴取日時		主 任
平成 年 月 日 午 時 分頃		
3 聴取結果		
(1) 上記、発生日時、場所において、		
□ 歩行中 □ 自転車乗車中 □ 車運転中		
□ 車の □ 助手席同乗中 □ 後部席同乗中		
□		
に交通事故に遭い、負傷したことは間違いない。		
(2) 事故の原因について、思い当たる点は、		
であり、自分の落ち度については、		
(3) 相手方に対する処罰は、		
□ 望む。 □ 望まない。 □ どちらとも言えない。		
と申し立てた。		
4 その他		
(1) 被害者が遠隔地に居住している、事情聴取に応じる時間がない などの理由により、供述調書作成のため警察署等への出頭を要請 したにもかかわらず、その協力を得られなかったので、電話によ る事情聴取を行った。		
(2) 将来、事実の重要な部分について、被疑者が否認し、又は被疑 者と相被疑者若しくは被害者その他の参考人との供述が食い違う こととなるおそれがないものと判断される。		

告訴に関する教示書

あなたが負傷した交通事故に関して、加害者が過失傷害罪として起訴されるには、あなたの告訴が必要です。次の点にご注意ください。

- 1 過失傷害罪は親告罪であり、被害者の告訴（犯罪被害に遭ったことを申告するとともに、加害者の処罰を求める意思表示をすること）が、加害者を起訴するための条件の一つになります。
- 2 告訴は、口頭又は書面で、警察官又は検察官に対して行わなければなりません。
- 3 告訴は、加害者を知った日から6か月以内にしなければならず、6か月を経過するとできなくなります。

平成 年 月 日

〇〇県〇〇警察署長

「告訴に関する教示書」受領書

次の事項について説明を受け、その旨を記した「告訴に関する教示書」を受け取りました。

- 1 過失傷害罪は、被害者の告訴が起訴の条件となること。
- 2 告訴は、警察官又は検察官に対して口頭又は書面で行うこと。
- 3 告訴は、加害者を知った日から6か月を経過すると出来なくなること。

〇〇県〇〇警察署長 殿

平成 年 月 日

氏名

印